業務規程細則の一部変更について(新旧対照表)

(変更箇所下線部)

現行	変更後
第7条(手数料)	第7条(手数料)
業務規程第23条に規定する手数料は、以	業務規程第23条に規定する手数料は、
下に掲げる手数料(消費税及び地方消費税	以下に掲げる手数料(消費税及び地方消
相当額を除く。)とする。	費税相当額を除く。)とする。
①省略	①省略
○ 1:15 ②譲渡記録、保証記録、分割記録 (ただし、	②譲渡記録、保証記録、分割記録(ただ
第3号の場合を除く)	し、第3号及び第12号の場合を除く)
③~⑩省略	③~⑩省略
	□特定記録機関変更記録 1件につき
	5,000 円
	 ⑫特定記録機関変更記録に附帯して行わ
附則	附則
 第1条(施行期日)	第1条(施行期日)
 本細則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行す	本細則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行
る。	する。
附則(平成 29 年 4 月 1 日改正)	附則(平成 29 年 4 月 1 日改正)
第1条(施行期日)	第1条(施行期日)
本細則は、平成29年4月1日から施行す	本細則は、平成29年4月1日から施行す
る。	る。
	附則(令和元年7月8日改正)
	第1条(施行期日)
	本細則は、令和元年7月8日から施行す
	<u>3.</u>